

B₁

広告取りの方法と注意

広告取り会議で決まりましたお店へ、実際に広告を取りに行き頂くときの手順と注意点を以下に示してあります。必ず熟読の上、お店の方とのトラブルがないように広告取りを行って下さい。

〈広告取りの手順〉

1. 広告掲載についてのお願いの件、図案指定用紙、『座標』広告掲載料お振込の件、領収証を持って、直接お店に行き頂きます。広告掲載依頼用紙と図案指定用紙をお店の方に渡し、『座標』に広告掲載料を提供していただけるよう依頼して下さい。広告料や配布数などを尋ねられたら、広告掲載についてのお願いの件の左側に書いてありますので、ご参照下さい。

広告が出るとき

2. お店の方に図案指定用紙の各欄を書き込んで頂いて下さい。そのとき、印鑑またはサインを忘れずに頂いて下さい。



3. デザインの変更があれば、その場で記入して頂いて下さい。マッチ箱のロゴやチラシのロゴを入れることも出来ますので、その場合は明道館 BOX8 までお持ち下さい（口頭でのデザイン変更の伝達は、間違いがあるといけませんので絶対にしないで下さい）。



4. 広告料は次の3つの支払方法がございます。

前払い………広告料をもらい、領収証をその場で書いてお店の方に渡して下さい。領収書控えは必ず回収して下さい。

後払い………広告料は冊子完成後に、お店へ冊子を持って行くときにもらって来て下さい。

銀行振込……別紙の”『座標』広告掲載料お振込の件”をお店の方に渡し、簡単に説明して下さい。



5. 図案指定用紙の担当サークル記入欄を書いてから、広告料（前払い以外は領収証）と図案指定用紙を **12月19日(金) 18時**までに、明道館 BOX8 へお持ち下さい。

B₂

広告が出ないとき

2. 「お忙しいところ申し訳ございませんでした。またの機会がございましたらご協力お願い申し上げます。」と言ってお店を出て下さい。また、出来れば広告を出さない理由をお店の方にお尋ね下さい。



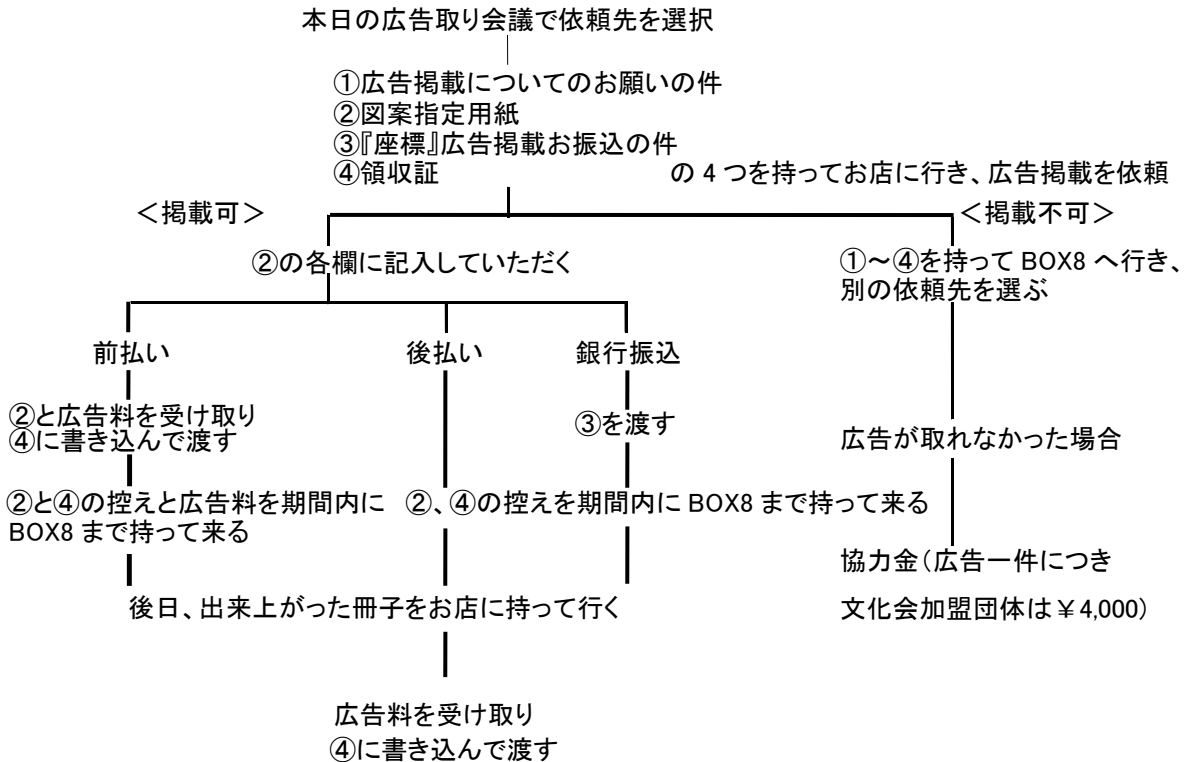
3. 図案指定用紙と領収証を持って、出来るだけ早く明道館 BOX8 へお越し下さい。



4. 図案指定用紙の残りがあれば、新規広告を見つけて頂いても結構です。その場合、「広告索引」に掲載されているお店には行かないで下さい。

広告が取れなかった場合、協力金（広告 1 件につき文化会加盟団体は¥4,000 をお支払い頂きます）。

以下に広告取りの流れを図示します。



B₃

〈注意事項〉

- 必ず選択されたお店をご確認下さい。お店の位置がわからない場合は文化会運営委員会にご確認下さい。
 - 図案指定用紙への記入はお店の方にして頂いて下さい。 団体の記入したものには効力はございません。
 - 記入漏れがないことを確認して下さい。また、印鑑は必ず押してもらって下さい。 サインでも構いません。
 - 変更点があれば必ず記入してもらって下さい（余白の部分でも構いません）。
 - 広告を出して頂けるときには、必ずお礼を言って頂くようお願いいたします。また、広告が出なかった場合も、お店の人に対し失礼にあたることのないようにして下さい。
 - 「広告掲載についてのお願いの件」はお店の方で保管して頂いて下さい。
 - 広告取りに行けなくなった場合は、必ず文化会運営委員会までその旨をお伝え下さい。そのまま放置することのないようにして下さい。
 - 『座標』完成後、出来上がった『座標』をお店の方へ持って行って頂きます。
- 領収証について
複写式となっておりますので、必ず2枚重ねてご記入下さい。
上部にお店の名前をご記入下さい。
金額欄には**右詰めで**、金額の前に「¥」をご記入下さい。
(例)広告料 5000 円の場合：『¥5000』で5マス使用
日付も忘れずにご記入下さい。
左下の欄には記入する必要はございません。
領収書(判子が押されているもの)をお店の方にお渡しし、控えは回収し、他の資料と同様にご提出頂くようお願い致します。

提出め切は **12月19日(金)**です。それまでに明道館 BOX8 までご提出下さい。
なお、受付可能時間は**平日の 12:15~12:45,16:15~18:00**です。
ご不明な点がございましたら bunkakai@gmail.com までお問い合わせ下さい。